告　示

埼玉県告示第七百六十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、鶴ヶ島農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事　上　田　清　司

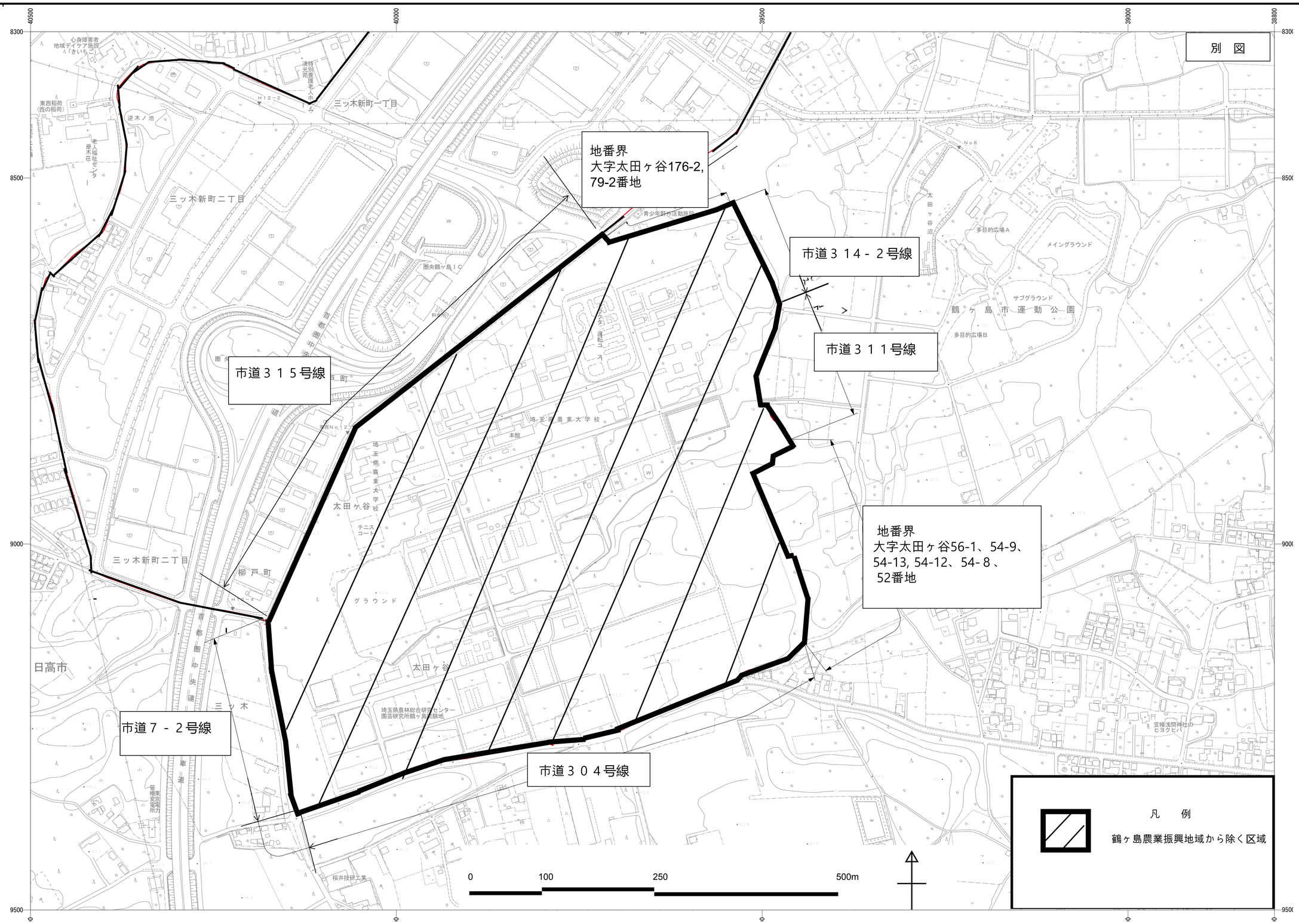
別　図
地番界
大字太田ヶ谷176-2,
79-2番地
市道３１４－２号線
市道３１１号線
市道３１５号線
地番界
大字太田ヶ谷56-1、54-9、
54-13, 54-12、54-８、
52番地
市道７－２号線
市道３０４号線
三ッ木新町一丁目
三ッ木新町二丁目
逆木ノ池
太田ヶ谷沼
多目的広場Ａ
メイングラウンド
サブグラウンド
鶴ヶ島市運動公園
多目的広場Ｂ
圏央鶴ヶ島ＩＣ
埼玉県農業大学校
本館
太田ヶ谷校
テニスコート
グラウンド
太田ヶ谷
埼玉県農林総合研究センター
園芸研究所鶴ヶ島試験地
柳戸町
日高市
三ッ木
桜井技研工業
笠幡浅間神社の
ヒヨクヒバ
凡　例
鶴ヶ島農業振興地域から除く区域
0
100
250
500m